

高知県人口減少対策総合交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県人口減少対策総合交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 県は、若年人口の減少が進む本県において、地域に若者が増えた持続可能な人口構造への転換を図るため、市町村（以下「交付事業者」という。）が地域の実情に合わせて実施する人口減少対策を総合的に支援することを目的として、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、新規又は拡充事業に限る。

(1) 基本配分型

次に掲げるいずれかの取組

- ア 若者の定着・増加に向けた取組
- イ 婚姻数の増加に向けた取組
- ウ 出生数の増加に向けた取組
- エ 共働き共育での推進に向けた取組

(2) 連携加算型

前号のいずれかの取組のうち、次に掲げるいずれかの事業であって、かつ、知事が承認する人口減少対策総合交付金事業計画（以下「事業計画」という。）に位置づけられた、県の掲げる目標の達成につながる事業

- ア 県が直接実施する取組と連携することでさらなる相乗効果が期待される事業
- イ 市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业業

(交付率及び交付対象経費並びに交付限度額)

第4条 交付率及び交付対象経費並びに交付限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、別表第1の事業区分ごとに当該端数を切り捨てるものとする。

(事業計画の申請及び承認等)

第5条 第3条第2号に掲げる連携加算型を活用しようとする市町村は、知事が別に定める手続に従って事業計画の申請をしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請がされたときは、別に定める高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会の意見を踏まえて事業計画の承認又は不承認を決定するものとする。
- 3 知事は、承認の決定を行った場合は当該申請者に通知するものとし、不承認の決定を行った場合はその理由等を付して、当該申請者に通知するものとする。

- 4 第2項により承認の決定を受けた事業計画の内容について知事が別に定める変更事由が生じたときは、知事の承認を受けなければならない。
- 5 第2項の手続きは、前項の事業計画の内容の変更の場合について準用する。ただし、知事が必要ないと認めたときは高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会の開催を省略することができる。

(交付金の交付の申請)

- 第6条 第3条第1号に定める交付事業並びに前条第2項の規定により承認の決定を受けた交付事業を実施する交付事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の交付金交付申請書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付金の交付の決定等)

- 第7条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、交付金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該交付事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 第2条に規定する交付目的を達成するため、交付事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 交付事業が年度内に完了することが困難になった場合又は交付事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による交付事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
 - (2) 交付事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (3) 交付事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (4) 交付事業者は、交付事業が第三者に対する補助事業である場合、当該補助金の交付の決定にあたっては、交付先の補助事業者（以下「間接補助事業者」という。）に県税の滞納がないことを確認しなければならないこと。
 - (5) 交付金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (6) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する交付目的

に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 交付事業者は、間接補助事業者に対して第1号から前号までの条件を付さなければならないこと。

(交付事業の着手)

第9条 交付事業の着手は、原則として第7条の規定による交付金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、知事が別記第3号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

(交付事業の重要な変更)

第10条 交付事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による交付金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付事業の実施主体の変更
- (2) 交付事業の追加、中止又は廃止
- (3) 交付事業の完了予定年月日の延期
- (4) 交付事業の施行箇所の変更（ハード事業に限る。）
- (5) 交付金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (6) 連携加算型の交付事業間の配分の変更
- (7) 連携加算型の交付金額の20パーセントを超える減額
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交付事業の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に知事に協議すること。）

(繰越承認の申請)

第11条 交付事業者は、交付事業（連携加算型を活用するハード事業に限る。）が年度内に完了し難いと認められ、交付事業を繰り越す必要がある場合は、別記第5号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第12条 交付事業者は、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による交付金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 交付事業者は、交付事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を当該会計年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

3 交付事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であって、第1項の交付金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを交付金額から

減額して報告しなければならない。

- 4 交付事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であって、第1項の交付金実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した交付事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第8号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 知事は、第1項の交付金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付事業者に通知するものとする。
- 6 知事は、第2項の年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における交付対象事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該実施結果に応じて交付すべき交付金の額を確定し、当該交付事業者に通知するものとする。

（交付金の支払）

- 第13条 交付金は、前条第5項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。
- 2 前項ただし書の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、別記第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

- 第14条 工事の施工又は一つの単価が500万円以上の設備若しくは機械等の設置を伴う交付事業を実施する交付事業者は、次に定めるところにより、交付事業の状況を知事に報告しなければならない。ただし、間接補助事業については、知事が不要と認める場合はこの限りではない。
- (1) 別記第10号様式による工事等着工報告書 着工の日から10日以内
 - (2) 別記第11号様式による工事等進捗状況報告書 12月末日の状況を翌月10日まで
- 2 知事は、必要があると認めたときは、交付事業者に対し、交付事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

（財産の処分の制限等）

- 第15条 交付事業者は、規則第19条第1項の規定により処分を制限される交付の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等（次項において「施設財産等」という。）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、

この限りでない。

- 2 知事は、交付事業者が施設財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、交付事業者に対して、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 交付事業者は、取得財産等について、別記第 12 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 4 交付事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 12 条第 1 項の交付金実績報告書に別記第 13 号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 5 交付事業者は、交付事業が第三者に対する補助事業である場合、当該補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第 1 項から前項までの条件を付さなければならないこと。

(交付金の返還等)

第 16 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付事業者又は間接補助事業者が、この要綱の規定に違反し、又は交付事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 交付事業者又は間接補助事業者が、虚偽又は不正の申請により交付金の交付を受けたとき。
- (3) 交付事業者又は間接補助事業者が、交付金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 交付事業者が、自らが定める規程、要綱等の規定に基づき交付事業のうち助成金（給付金、奨励金等を含む。）の一部又は全部を返還させたとき。
- (5) 交付事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。

(事業成果のフォローアップ)

第 17 条 交付事業者は、交付事業の実施年度の翌年度からおおむね 5 年間、交付事業成果等について、フォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第 18 条 交付事業者は、交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 19 条 交付事業者は、交付事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 20 条 交付事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第

1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任等)

第21条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第6条による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第8条第5号から第7号まで、第12条第4項、第15条、第16条、第17条及び第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。なお、第10条各号の規定は、施行日以前に交付を決定した事業にも適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

事業区分	交付率	交付対象経費	交付限度額
（１）基本配分型	定額	交付事業に必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの（ただし、ハード事業（注１）に要する経費を除く。）。備品等の取得に要する経費は、１件当たりの取得価格が 50 万円を超えないものに限り交付対象経費とする。	県が別に通知する額（注２） 備品等の取得に要する経費に対する交付額については、基本配分型の交付額全体の 2 分の 1 を超えない範囲内とする。
（２）連携加算型	ソフト事業：3 分の 2 以内	交付事業に必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの。備品等の取得に要する経費は、１件当たりの取得価格が 50 万円を超えないものに限り交付対象経費とする。	人口 1 万人未満（令和 2 年国勢調査）の市町村 5,000 万円（４年間（令和 6 ～ 9 年度）通算） 人口 1 万人以上（令和 2 年国勢調査）の市町村 1 億円（４年間（令和 6 ～ 9 年度）通算）
	ハード事業：2 分の 1 以内（注 1）	交付事業に必要な経費であって、知事が必要であると認めたもの。	ハード事業の交付額については、連携加算型の交付額全体の 2 分の 1 を超えない範囲内とする。 （以下「交付限度額の範囲内での 2 分の 1 割合」という。）

（注 1）「ハード事業」とは、施設、設備等を整備（改修および取得を含む）する事業であって、市町村が直接実施する事業または補助する事業をいう。

（注 2）「県が別に通知する額」については、交付額の一部を留保し、知事が別途指定する要件を満たしていることを確認した後に留保を解除のうえ、当該留保額を交付する場合がある。

（注 3）知事が特に事業効果が高いと認める事業については、次の全部又は一部の措置を講じることができる。

- 1 ソフト事業の交付率の嵩上げ
- 2 交付限度額に知事が必要と認める額の加算
- 3 交付限度額の範囲内での 2 分の 1 割合の変更

（注 4）交付の対象とならない経費は、知事が別に定める。

別表第2（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。